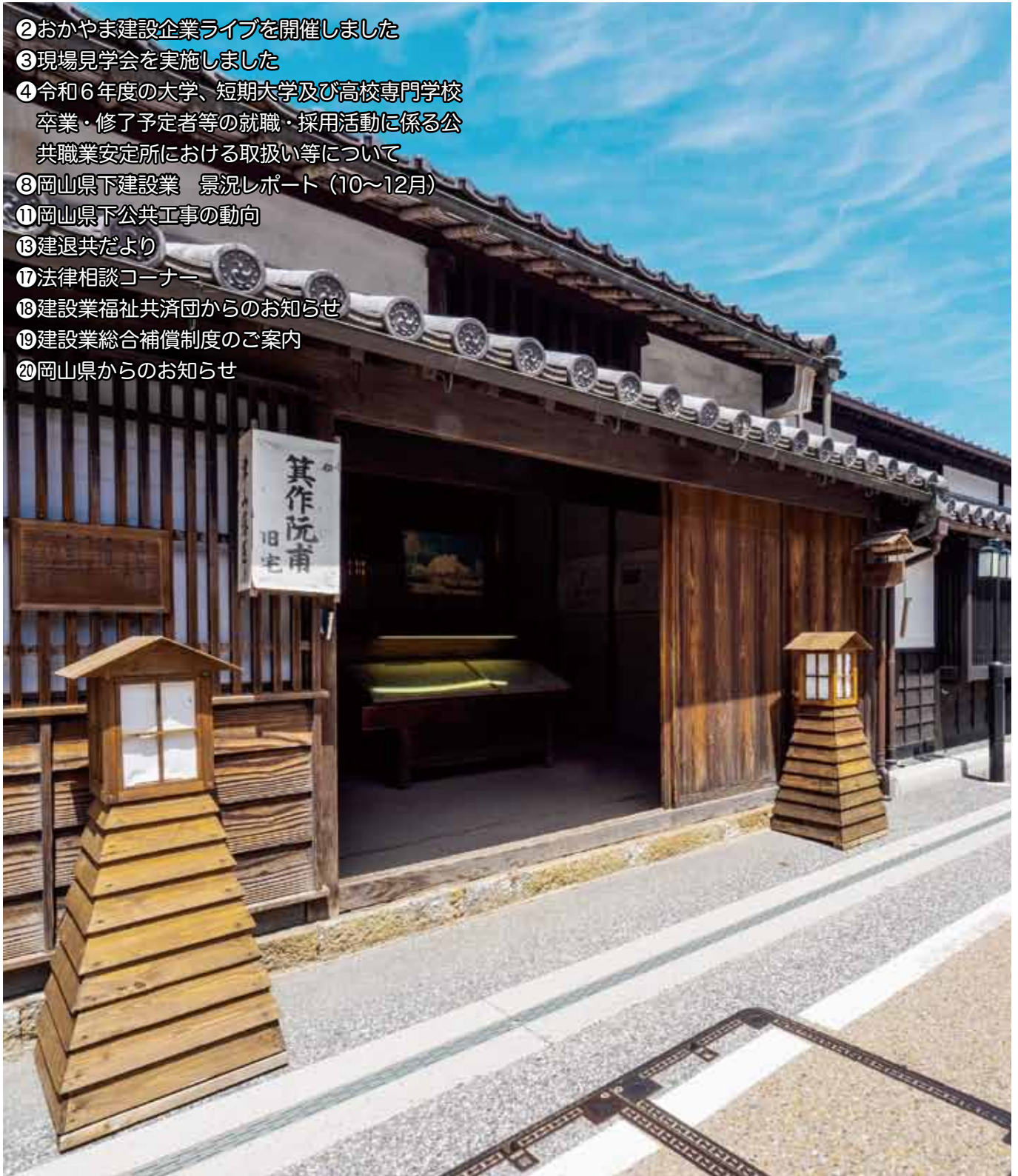


# Okakenkyo News Letter

2024  
2月  
846号

岡山県建設業協会 **会報**

- ②おかやま建設企業ライブを開催しました
- ③現場見学会を実施しました
- ④令和6年度の大学、短期大学及び高校専門学校  
卒業・修了予定者等の就職・採用活動に係る公  
共職業安定所における取扱い等について
- ⑧岡山県下建設業 景況レポート（10～12月）
- ⑩岡山県下公共工事の動向
- ⑬建退共だより
- ⑰法律相談コーナー
- ⑱建設業福祉共済団からのお知らせ
- ⑲建設業総合補償制度のご案内
- ⑳岡山県からのお知らせ



箕作阮甫旧宅[津山市]（提供：岡山県観光連盟）

# おかやま建設企業ライブを開催しました

県内の県立高校の土木・建築系学科で学んでいる高校2年生約310名を対象とした岡山県と（一社）岡山県建設業協会主催による建設企業の説明会が2月1日（木）に岡山市のジップアリーナ岡山で開催されました。

会員企業38社が参加のもと、各企業の紹介や最新の施工技術等の説明など建設産業の現在の姿を伝えるとともに、高校生からの質問に答えることにより、高校生に理解を深めてもらい、建設企業への就職が、将来の職業を考える際の選択肢となるよう熱心に説明しました。

（参加校）

岡山工業高校（土木科・建築科）、東岡山工業高校（設備システム科）、水島工業高校（建築科）、津山工業高校（土木科・建築科）、笠岡工業高校（環境土木科）、新見高校（工業技術科）、高松農業高校（農業土木科）



## 現場見学会を実施しました

建設業の現場等を実際に見学することで、建設業の魅力を感じてもらい、建設業への入職を促進するため、県内の県立高校で土木系・建築系学科（6校5学科）の生徒等約407名を対象に、県土木部及び教育庁と共催して現場見学会を実施しました。

そのうち、高松農業高校生35名は、10月17日に農村地域防災減災事業「菅野中池改修工事」他を見学しました。笠岡工業高校生30名は11月1日に千屋ダムを見学しました。東岡山工業高校生40名は、11月7日に真庭市勝山町並み保存地区他の見学を、同校の他の38名は、赤磐市役所本庁舎改修工事及び、総社市役所新庁舎建設工事を見学しました。現場では、町づくりの意義・木質材料の最先端技術・エネルギーと環境の関係・治水事業や水資源開発・ICT建設機械の試乗体験・ダムの役割や重要性等の学習により、理解を深めることで、授業では得ることが出来ない経験を積むことができました。



### 【現場見学会実施状況（協会関係分）】

高校名	学科	実施年月日	見学場所
高松農業高校	農業土木科	令和5年10月17日	農村地域防災減災事業菅野中池他
笠岡工業高校	環境土木科	令和5年11月1日	千屋ダム
東岡山工業高校	設備システム科	令和5年11月7日	真庭市勝山町並み保存地区他
		令和5年11月7日	赤磐市役所本庁舎改修工事他

## 令和6年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について

令和6年度の大学、短期大学及び高等専門学校の卒業・修了予定者の就職・採用活動については、令和4年11月30日就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡協議会において、令和5年度と同様、広報活動は卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降に、採用選考活動は卒業・修了年度6月1日以降に開始することを求めているところです。

これを受け、厚生労働省職業安定局長、雇用環境・均等局長及び人材開発統括官から、全建を通じて、令和6年度の大学等卒業予定者等の適正な就職・採用活動が行われるよう別添のとおり周知依頼がありましたので、お知らせいたします。



職 発0119第4号  
雇均発0119第3号  
開 発0119第3号  
令和6年1月19日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

厚生労働省職業安定局長  
厚生労働省雇用環境・均等局長  
厚生労働省人材開発統括官

令和6年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者等  
の就職・採用活動に係る公共職業安定所における取扱い等について

大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業・修了予定者（以下「大学等卒業予定者」という。）の求人・求職の秩序の維持については、種々御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年度の大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業・修了予定者（以下「大学等卒業予定者」という。）の就職・採用活動については、令和4年11月30日の就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議において、令和5年度と同様、広報活動は卒業・修了年度の直前の年度の3月1日以降に、採用選考活動は卒業・修了年度の6月1日以降に開始すること等としています。

上記日程の遵守等については、内閣官房、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省からは令和5年4月10日付け「2024（令和6）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請等について」（別添1）、大学等（大学等関係団体で構成される就職問題懇談会）からは同日付け「令和6年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（企業等への要請）」について」（別添2。以下別添1と併せて「遵守要請」という。）により、経済団体等に対して要請しているところです。

これを踏まえ、厚生労働省としては、令和6年度の大学等卒業予定者等の適正な就職・採用活動が行われるよう、求人・求職の秩序の維持、公平・公正で透明な採用の確保及び採用内定取消しの防止等に努めるとともに、都道府県労働局（以下「労働局」という。）及び公共職業安定所（以下「安定所」という。）において、下記のとおり取り扱うことといたしました。

については、貴団体におかれても、この趣旨について御理解の上、大学等卒業予定者等の就職・採用活動が円滑に行われるよう、格段の御協力をお願いいたします。

また、貴団体傘下の会員企業等に対しましても、この内容について御周知いただきますよう併せてお願いいたします。

## 1 求人票の展示・公開時期等

令和6年度の安定所における取扱いは次のとおりとする。

### (1) 求人票等の展示・公開等の取扱いについて

令和6年度の大学等卒業予定者に係る求人票、求人要項等は、令和6年4月1日以降に展示・公開する。

また、当該求人申込みの受理開始は令和6年2月1日以降とする。

安定所において求人申込みを受理する際には、当該求人者に求人票の展示・公開日等について説明をするとともに、安定所では、令和6年度の大学等卒業予定者に対し同年5月31日以前には職業紹介を行わないことから、事業主等も当該求人票による採用選考活動を行わないよう、安定所から事業主等に了解を得るものとする。

なお、同年度の大学等卒業予定者が同年5月31日以前にハローワークの職業紹介を経ずにハローワークインターネットサービス経由で応募（オンライン自主応募）をした場合についても、当該求人票による採用選考を行わないよう、説明すること。

### (2) 求人情報、ガイドブック等の発行について

令和6年度の大学等卒業予定者を対象とした求人要項の記載のある求人情報、ガイドブック等の発行は、令和6年4月1日以降に行うこととする。

### (3) 大学等卒業予定者を対象とした就職面接会について

労働局及び安定所が主催する大学等卒業予定者を対象とした就職面接会は、地域の中小企業等と学生等とのマッチングに大きな効果が期待されることから、採用選考活動開始以降、大学等の学事日程等に最大限配慮しつつ、幅広い地域からの学生等の参加を促す観点からオンラインも活用しながら、積極的に開催するものとする。

### (4) 専修学校卒業予定者等の取扱いについて

遵守要請は、令和6年度の専修学校卒業予定者及び公共職業能力開発施設等長期間の訓練課程修了予定者を対象とするものではないが、安定所においては、これらの者も令和6年度の大学等卒業予定者と同様の取扱いとする。

## 2 公平・公正で透明な採用の確保等

労働局及び安定所としては、事業主等に対し、学生が安心して就職活動に取り組めるよう、次の点について理解の促進を図るものとする。

- ① 応募者に広く門戸を開き、応募者の適性・能力に基づいた公正な採用選考を行うこと。
- ② 男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号））の趣旨に沿った採用活動を行うこと。
- ③ セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントを行わないとともに、学生等の意思に反して就職活動の終了を強要するような行為（いわゆるオワハラ）等により、学生等の自由な就職活動を妨げないようにすること。
- ④ 募集の中止、募集人員の削減、採用内定取消し及び入職時期繰下げが生じないように、適切な採用計画に基づいて採用内定を行うこと。
- ⑤ 卒業・修了後少なくとも3年以内の既卒者の応募機会の確保に加えて、通年採用・秋期採用や応募時の居住地に関係ない「地域限定正社員」制度の積極的な導入等、多様な選考・採用機会の拡大に努めること。
- ⑥ 大学等卒業予定者とともに、高校卒業予定者等についても安定的な採用の確保を図ること。

別添1、別添2については、当会ホームページの1月27日付お知らせに掲載しておりますので、ご覧ください。

## 景況レポート (10月~12月)

西日本建設業保証(株)岡山支店

### 建設業景況調査とは

- ・「建設業の景況調査」は、建設業の景気の現況と先行きを総合的に迅速かつ的確に把握することを目的としています。
- ・「建設業景況調査結果」は、建設企業に対して実施した景気等に関する意識調査の結果を集計したものです。
- ・調査時期は、毎年3、6、9、12月です。  
例：6月調査の場合、今期実績は4～6月、来期見通しは7～9月分です。
- ・データは「全国版」と「西日本各ブロック版（近畿・中国・四国・九州）」があります。
- ・全国版は、北海道建設業信用保証(株)、東日本建設業保証(株)と西日本建設業保証(株)3社による合同調査です。

### B.S.I.について

#### <B.S.I.とは>

景気の先行きをみる上で、企業経営者の意識調査を行うことがあります。この建設業景況調査は、景気等に関して個々の建設企業の意識調査を行ったものです。そして、この意識調査の結果を数値化して表したものが、B.S.I. (ビジネス・サーベイ・インデックス=景況判断指数)です。

#### <B.S.I.の求め方>

集計結果から、以下の方法によりB.S.I.が求められます。

#### 【回答企業構成比】

(景況調査集計) (B.S.I.集計)

良	い	10%	}	良	い	25%	B.S.I. = (「良い」と回答した企業割合 - 「悪い」と回答した 企業割合) × 1/2 = (25 - 30) × 1/2 = △2.5
やや良い		15%		悪	い	30%	
変わらず		45%	—	変わらず	45%		
やや悪い		20%	}	悪	い	30%	
悪い	い	10%		合	計	100%	
合	計	100%		合	計	100%	

#### <B.S.I.の見方>

B.S.I.は「良い」「悪い」などの変更方向別回答数の構成比から全体趨勢を判断するものです。すべての企業が「良い」と見ている場合、B.S.I.は50、逆は△50、すべてが「変わらず」の場合は0となります。

#### <季節調整済のB.S.I.について>

「季節調整済み」とは、季節調整法により、毎年繰り返される季節的な変動を取り除いていることを示します。例えば、百貨店の売上げは、社会的慣習である中元や歳暮のシーズンには前期比で大幅に伸びますが、この伸びは景気回復によるものなのか、あるいは単に中元・歳暮という季節的な変動によるものなのか、よくわかりません。そこで、景気動向の趨勢を見るためには、この季節的な変動を取り除く必要があります。このため、本調査では、このような季節的な変動をもった調査項目は、季節調整を行って表示しています。



# I. 岡山県の状況

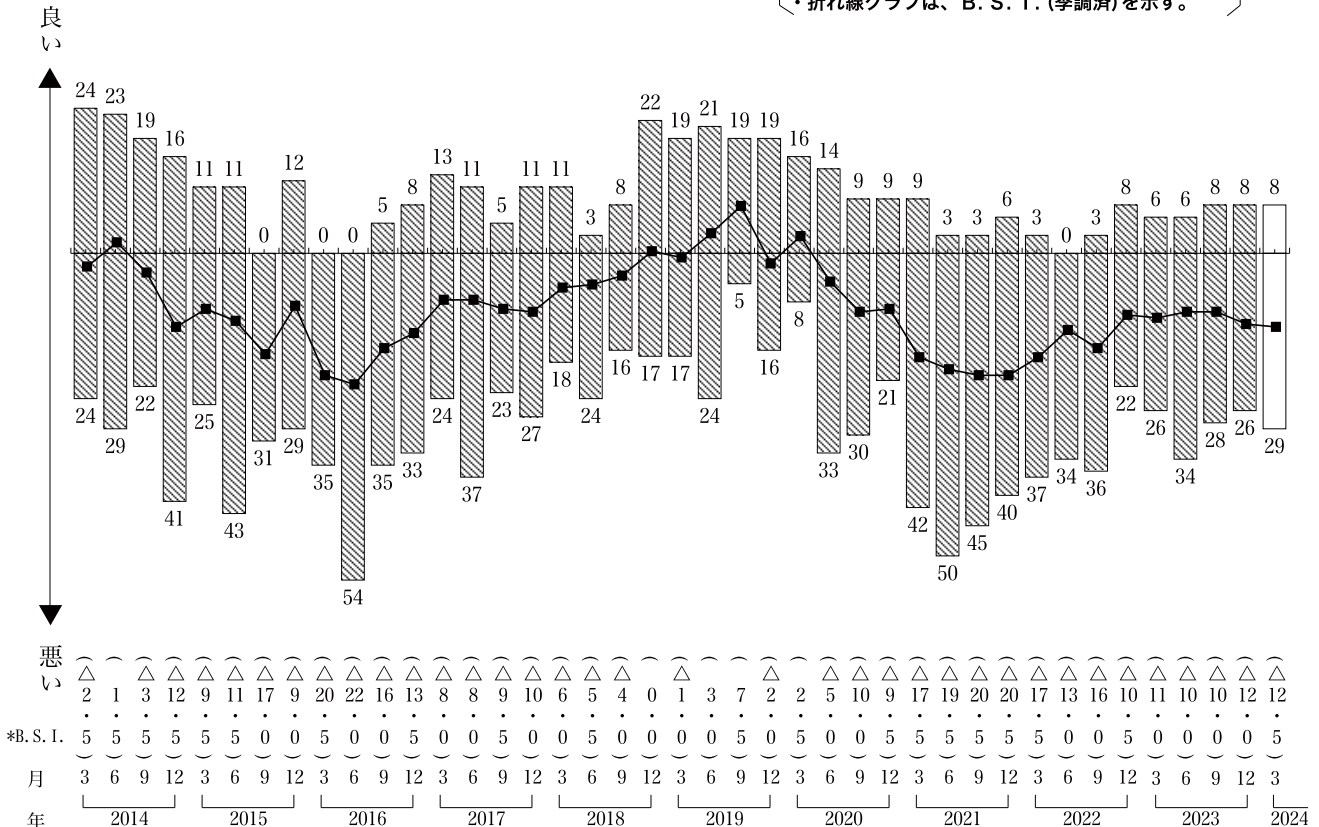
## 1. 概 観

項 目		前期	今期		来期	
		B.S.I. 値	推移方向 (前期比)	B.S.I. 値	推移方向 (今期比)	B.S.I. 値
(1) 業 況 等	地元建設業界の景気※	△ 10.0	↘	△ 12.0	↘	△ 12.5
(2) 受 注	受 注 総 額※	△ 5.0	↘	△ 13.0	↗	△ 11.5
	官 公 庁 工 事※	△ 15.0	↗	△ 9.5	↘	△ 13.5
	民 間 工 事※	△ 3.5	↘	△ 12.0	↗	△ 9.5
(3) 資 金 繰 り	資 金 繰 り※	△ 5.0	↘	△ 6.5	↗	△ 2.0
(4) 金 融	銀行等貸出傾向	6.0	↘	1.5	↘	0.0
	短期借入金※	2.5	↘	△ 2.0	↗	△ 1.5
	短期借入金利	0.0	↘	△ 2.0	→	△ 2.0
(5) 資 材	資 材 の 調 達※	△ 5.5	↘	△ 7.5	↘	△ 9.5
	資 材 の 価 格	34.5	↘	31.5	↘	31.0
(6) 労 務	建設労働者の確保※	△ 29.5	↗	△ 25.5	↗	△ 25.0
	建設労働者の賃金	23.0	↘	14.5	↗	17.0
(7) 収 益	※	△ 18.5	↗	△ 17.5	↗	△ 15.0

(注) ・ B.S.I. 値のプラスは、良い、増加、容易、上昇の傾向を示す。  
 ・ B.S.I. 値のマイナスは、悪い、減少、困難、下降の傾向を示す。  
 ・ 表中の※印は、季節調整項目を示す。

## 2. 地元建設業界の景気

・ 棒グラフは、回答企業の構成比 (%) を示す。  
 ・ 折れ線グラフは、B.S.I. (季調済) を示す。



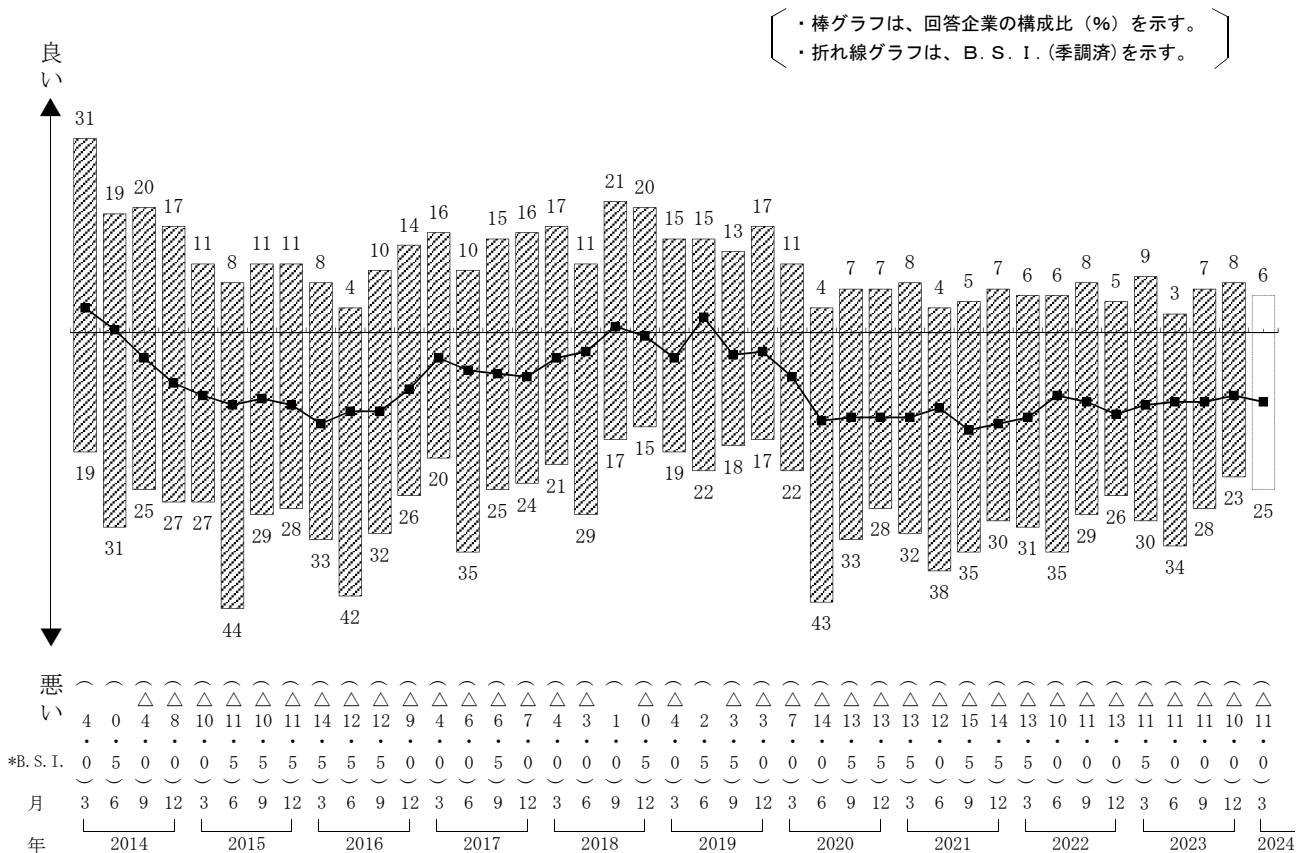
## Ⅱ. 中国地区の状況

### 1. 概 観

項 目	目	前期	今期		来期	
		B. S. I. 値	推移方向 (前期比)	B. S. I. 値	推移方向 (今期比)	B. S. I. 値
(1) 業 況 等	地元建設業界の景気※	△ 11.0	↗	△ 10.0	↘	△ 11.0
(2) 受 注	受 注 総 額※	△ 5.0	↘	△ 12.5	↗	△ 10.5
	官 公 庁 工 事※	△ 11.5	↗	△ 11.0	↘	△ 13.5
	民 間 工 事※	△ 7.5	↗	△ 7.0	↘	△ 7.5
(3) 資 金 繰 り	資 金 繰 り※	△ 0.5	↘	△ 2.5	⇒	△ 2.5
(4) 金 融	銀行等貸出傾向	6.0	↘	4.5	↘	3.5
	短期借入金※	△ 0.5	↘	△ 2.5	↘	△ 3.0
	短期借入金利	0.0	↘	△ 2.0	↗	△ 0.5
(5) 資 材	資 材 の 調 達※	△ 5.5	↘	△ 6.0	↘	△ 7.5
	資 材 の 価 格	33.0	↘	28.5	↘	26.0
(6) 労 務	建設労働者の確保※	△ 25.5	↗	△ 24.5	↘	△ 25.0
	建設労働者の賃金	25.5	↘	20.5	↘	19.5
(7) 収 益	※	△ 14.5	↗	△ 13.0	↗	△ 11.0

(注) ・B. S. I. 値のプラスは、良い、増加、容易、上昇の傾向を示す。  
 ・B. S. I. 値のマイナスは、悪い、減少、困難、下降の傾向を示す。  
 ・表中の※印は、季節調整項目を示す。

### 2. 地元建設業界の景気



地元建設業界の景気等詳細につきましては、こちらからご覧ください。  
<https://www.wjcs.net/keikyo/>

# 岡山県下公共工事の動向〈1月分〉

西日本建設業保証(株)岡山支店

## I. 全般の状況（令和6年1月）

区 分	当 月		累 計	
	件 数	請 負 金 額	件 数	請 負 金 額
令和5年度	155件	82億円	3,356件	1,768億円
増 減 率	11.5%	▲42.2%	4.7%	15.1%
令和4年度	139件	142億円	3,206件	1,536億円
令和3年度	173件	85億円	3,443件	1,482億円
令和2年度	187件	74億円	3,576件	1,532億円

### 【1】当月の状況

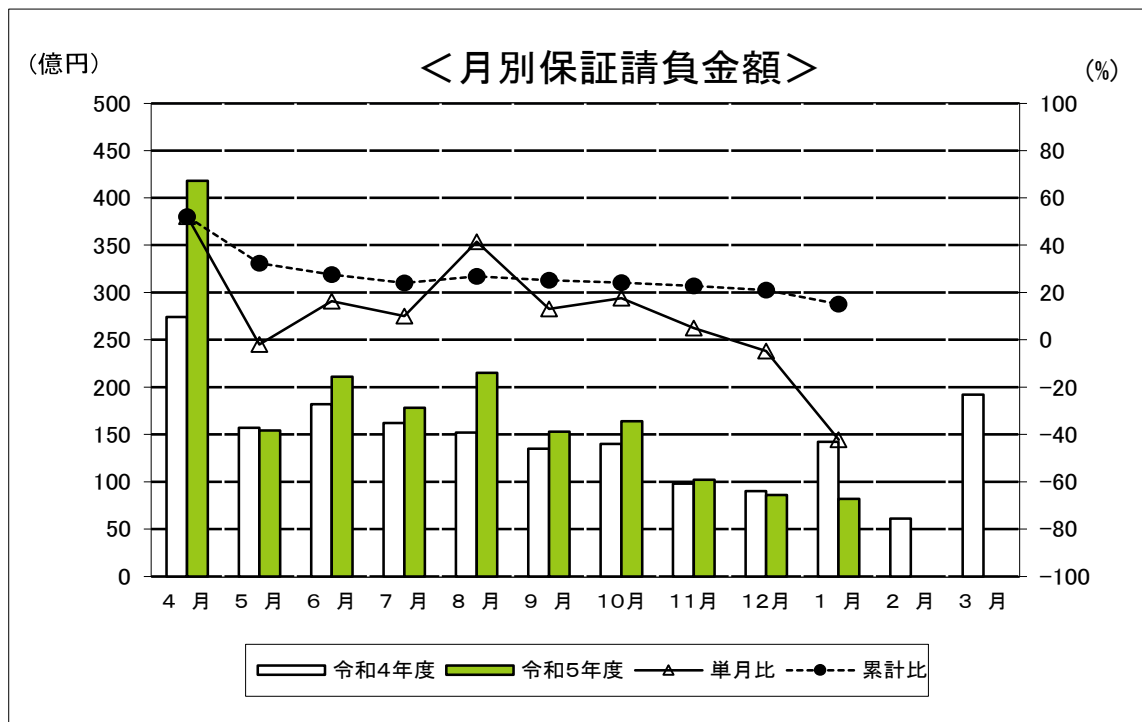
1月の岡山県下公共工事動向を当社の前払金保証取扱からみると、件数は前年同月比で11.5%増の155件、請負金額は42.2%減の82億円となった。

発注者別の請負金額でみると、「国」で304.8%増、「県」で20.4%増、「その他の公共的団体」で599.6%増となったものの、「独立行政法人等」で66.3%減、「市町村」で69.1%減となった。

### 【2】累計(令和5年4月～令和6年1月)

1月末累計では、件数は前年同月比で4.7%増の3,356件、請負金額は15.1%増の1,768億円となった。

発注者別の請負金額でみると、「独立行政法人等」で44.7%減となったものの、「国」で18.5%増、「県」で14.4%増、「市町村」で30.8%増、「その他の公共的団体」で1.6%増となった。

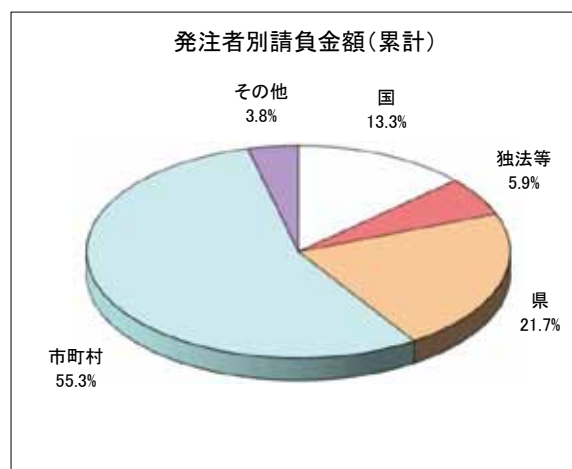
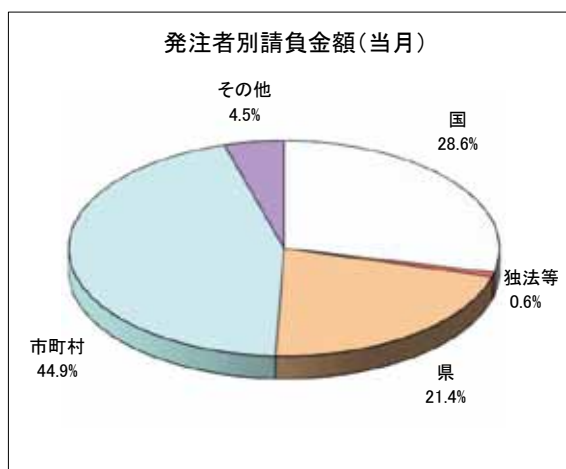


【参 考】 令和4年度より、国土交通省等で電子証書による前払金請求の受付が始まりました。  
1月:5件、令和5年度累計:108件(令和4年度累計:95件)

## Ⅱ. 発注者別状況(件数・請負金額前年同月比)

金額単位／百万円

発注者	当 月		増減率(%)		累 計		増減率(%)	
	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額
国	10	2,362	150.0	304.8	150	23,477	9.5	18.5
独法等	1	52	▲ 50.0	▲ 66.3	50	10,403	▲ 18.0	▲ 44.7
県	52	1,766	20.9	20.4	1,247	38,300	0.7	14.4
市町村	87	3,708	▲ 2.2	▲ 69.1	1,866	97,829	7.9	30.8
その他	5	369	400.0	599.6	43	6,794	7.5	1.6
合 計	155	8,258	11.5	▲ 42.2	3,356	176,804	4.7	15.1



## Ⅲ. 地区別状況(請負金額前年同月比・構成比)

金額単位／百万円

地区	当 月			累 計		
	請負金額	増減率(%)	構成比	請負金額	増減率(%)	構成比
岡山地区	2,130	▲ 9.4	25.8%	58,810	10.5	33.3%
東備地区	328	▲ 38.1	4.0%	4,895	▲ 23.0	2.8%
倉敷地区	1,995	▲ 79.3	24.2%	50,744	15.7	28.7%
井笠地区	2,758	274.9	33.4%	19,240	15.6	10.9%
高梁地区	66	▲ 72.7	0.8%	5,684	134.2	3.2%
新見地区	162	▲ 45.9	2.0%	5,395	15.2	3.1%
真庭地区	67	▲ 18.5	0.8%	10,502	55.2	5.9%
津山地区	623	188.5	7.5%	12,786	18.6	7.2%
勝英地区	124	▲ 32.3	1.5%	8,744	▲ 1.4	4.9%
合 計	8,258	▲ 42.2	100.0%	176,804	15.1	100.0%



# 手帳更新時の 記入方法

## 共 済 手 帳 受 払 簿

No. 1

共済契約者番号 100 - 99999		住所 東京都豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル	
決算期間 2024年 4月 1日 ~ 2025年3月31日		名称 〇〇建設株式会社	
被共済者手帳番号		電話番号 03-6731-〇〇××	
被共済者氏名 埋立 五郎		FAX番号 03-6731-〇〇△△	
冊目	手帳交付年月日	処理内容 (注)	手帳交付年月日 又は 手続き年月日
1	2023年4月1日	更新	2024年4月5日
2	2024年4月5日	更新	2025年3月10日
3	2025年3月10日		
加入・履行証明願の「④直前決算日における被共済者数」に転記。		加入・履行証明願の「⑤直前決算日における直近1か年間の手帳更新数」に転記。	
決算日現在の被共済者数(頁計)	1名	共済手帳更新件数(頁計)	2件
④決算日現在の被共済者数(合計)	1名	⑤共済手帳更新件数(合計)	2件
加入・履行証明願の「④直前決算日における被共済者数」に転記。		勤怠管理者氏名(自署) 受払 建太	

和暦での記入も可能です。

カーソルを合わせると▼ボタンが表示されます。▼ボタンをクリックして処理内容を選択。

手帳の表紙に記載されている「交付年月日」を転記。

更新処理を行った場合は新しく交付された共済手帳の「交付年月日」を記載。

新しく交付された2冊目の共済手帳交付年月日。更新手続きを行った場合は、同じ日付となります。

新しく交付された3冊目の共済手帳交付年月日。

270  
250日以上の就労日数があると赤字になります。

更新手続きにより決算中に新しく交付された手帳の件数を記載。加入・履行証明願の「⑤直前決算日における直近1か年間の手帳更新数」に転記。

このページ内の決算日現在の被共済者数を記載してください。当該ページに決算日現在の在籍者がいない場合は0と記載。

(注) 「処理内容」欄には、事業所における、出勤日数、現場就労日数を把握している勤怠管理者。複数枚提出する場合は、1ページ目のみ自署してください。

入力禁止。必ず自署してください。

- イ、共済手帳を更新した場合には「更新」
  - ロ、被共済者が退職し、本人に共済手帳を交付した場合には「本人」
  - ハ、被共済者が所在不明のため建退共に共済手帳を返納した場合には「返納」
  - ニ、建退共から他制度に移動通算手続きを行った場合には「通算」
  - ホ、上記イからニに当てはまらない処理(重複、紛失等)を行った場合には「その他」とし、備考欄に詳細を記入してください。
- 処理年月日には各処理に該当する手帳交付年月日又は手続き年月日を記入してください。(詳細は記入例をご覧ください)

手帳更新以外の記入方法

共済手帳受払簿

No. 1

共済契約者番号		住所		カーソルを合わせると▼ボタンが表示されます。 ▼ボタンをクリックして処理内容を選択。		更新処理を行った場合は新しく交付された共済手帳の「交付年月日」を、それ以外は共済契約者が手続きを行った「手続き年月日」を記載。	
手帳の表紙に記載されている「交付年月日」を転記。		住所		〇〇建設株式会社			
決算期間		電話番号		FAX番号			
2024年 4月 1日 ~		和暦でも記入可能。		03-6731-〇〇××			
被共済者手帳番号	被共済者氏名	冊目	手帳交付年月日	処理内容(注)	手帳交付年月日 又は 手続き年月日	決算期間中の 現場就労日数 (掛金納付対象日)	備考
487654365	道路 二郎	4	2024年3月2日	本人	2024年5月29日	40	
制度対象外となった、または退職することとなった等、本人に手帳を渡した日。							
487654376	土工 三郎	7	2024年3月2日			200	
487654321	建設 四郎	5	2024年3月20日	返納	2024年6月1日	50	
建退共支部に返納手続きを行った日。							
487654395	設備 花子	2	2024年3月15日	その他	2025年1月31日	240	2025年1月31日紛失再発行
共済手帳重複処理手続き、紛失手続き等を行った日。							
487654400	舗装 六郎	12	2023年5月30日	更新	2024年5月30日	230	
手帳更新後、本人に手帳を渡した場合。							
487654422	左官 七郎	2	2024年2月10日	通算	2025年3月31日	180	中退共へ通算手続き 現場作業員から事務員に配置換えとなり、建退共制度から中退共制度へ移動通算手続きをした場合。
移動通算手続きを行った日。							
487654411	中途 八郎	8	2024年3月1日	2024年10月1日~2025年3月31日の現場就労日数。		100	2024年10月1日採用 2024年10月1日に雇用した社員が2024年3月1日に更新された手帳を所持していた場合。
更新処理を行った場合は「手帳更新時の記入方法」を参照してください。							
このページ内の決算日現在の被共済者数を記載してください。当該ページに決算日現在の在籍者がいない場合は0と記載。				更新手続きにより決算期中に新しく交付された手帳の件数を記載してください。加入・履行証明願の「⑤直前決算日における直近1か年間の手帳更新数」に転記。			
決算日現在の被共済者数(頁計)	3名	共済手帳更新件数(頁計)	1件	1,040		日分(頁計)	
④決算日現在の被共済者数(合計)	3名	⑤共済手帳更新件数(合計)	1件	1,040		日分(合計)	

記載内容に相違ありません。

勤怠管理者氏名(自署)

受払 建太

加入・履行証明願の「④直前決算日における被共済者数」に転記。

(注)「処理内容」欄には、

イ、共済手帳を更新した場合には「更新」

ロ、被共済者が退職し、本人に共済手帳を交付した場合には「本人」

ハ、被共済者が所在不明のため建退共に共済手帳を返納した場合には「返納」

ニ、建退共から他制度に移動通算手続きを行った場合には「通算」

ホ、上記イからニに当てはまらない処理(重複、紛失等)を行った場合には「その他」とし、備考欄に詳細を記入してください。

処理年月日には各処理に該当する手帳交付年月日又は手続き年月日を記入してください。(詳細は記入例をご覧ください)

事業所における、出勤日数、現場就労日数を把握している勤怠管理者。複数枚提出する場合は、1ページ目のみ自署してください。

入力禁止。必ず自署してください。

共済契約者名	〇〇建設株式会社		②共済契約者番号		③決算日及び決算期間(年 月 日)		備考
			100	- 99999	2024年4月1日 ~ 2025年3月31日		
受入・払出 年月日	受 入		払 出		残 高		
	購入	元請から受入	貼付	下請へ交付			
必ず入力してください。					300	日分	
2024年4月〇日	金融機関名 ★銀行	元請名 200	貼付 2024年4月〇日に★銀行で共済証紙を200日分を購入。 日分	下請名	300	日分	備考欄には特記事項があれば記載してください。
2024年4月△日	金融機関名	元請名 ●建設	貼付 2024年4月△日に●建設より共済証紙100日分を受入。 日分	下請名	600	日分	
2024年4月□日	金融機関名	元請名	貼付 2024年4月□日に自他被共済者の退職金共済手帳に100日分を貼付。 日分	下請名	500	日分	
2024年4月☆日	金融機関名	元請名	貼付	下請名 ▲電気	400	日分	2024年4月☆日に下請▲電気に共済証紙100日分を現物交付。
2024年5月●日	金融機関名	元請名 ●建設	貼付 100	下請名 ▲電気	300	日分	2024年5月●日時点での共済証紙残高。
2024年6月●日	金融機関名 ◆信用金庫	元請名 ●建設	貼付 100	下請名 ▲電気	445	日分	
2024年7月●日	金融機関名	元請名 ●建設	貼付 100	下請名 ▲電気	390	日分	
2024年8月●日	金融機関名	元請名	貼付 55	下請名 ▲電気	235	日分	
2025年1月●日	金融機関名	元請名	貼付 75	下請名 ▲電気	190	日分	
2025年2月●日	金融機関名 ★銀行	元請名 200	貼付 80	下請名	310	日分	
2025年3月●日	金融機関名	元請名	貼付 80	下請名 ▲電気	130	日分	
決 算 期 間 内 の 合 計	このページの合計購入日数。		このページの元請から受け入れた合計日数。		このページの自他被共済者の退職金共済手帳に貼付した合計日数。		このページの 下請に共済証紙を現物交付した合計日数。 次頁へ (次年度へ) 転記
	ページが複数ある場合の全ページ合計購入日数。	買計 累計 1,200	買計 累計 500	買計 累計 870	買計 累計 1,000		
	このページの合計購入金額。	買計 累計 1,200	買計 累計 500	買計 累計 870	買計 累計 1,000		
	ページが複数ある場合の全ページ合計購入金額。	買計 累計 384,000	買計 累計 160,000	買計 累計 278,400	買計 累計 320,000		





## 第164回 契約書を通して会社を守る！

### ●相談内容●

当社で契約をするにあたって、請負契約書を作成することはあるのですが、よく取引をしている会社との関係では過去の契約書を使いまわしたり、場合によっては口約束のみで行ったりするケースもあります。しかし、こちらが予定している作業内容と相手が求めている作業内容とが食い違って、追加の工程を求められたことがあります。このようなことを防ぐためにどのようにすればよいでしょうか。

### ○回 答○



弁護士 小林裕彦  
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省（現厚生労働省）入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

### 契約書が持つ防御的な機能

契約書は当事者の意思表示を書面化するものであるため、契約書があることが意思表示を認定する証拠となるわけです。

私たちの事務所に相談に来て訴訟になる件は、契約書がない、契約書の文言の解釈が割れているという事例が多いです。裁判となればお金も時間もかかることになるため、契約書作成のコストとは比較にならないレベルで費用が掛かります。この状態は企業にとっては得策ではありません。

このようなことから、契約書の作成はきちんとすべきです。

### 契約書の内容を検討する上で持つべき視点

契約書の文言をチェックするにあたっては、その文言があること、文言がないことから生ずるリスクを想定する必要があります。そのうえで、想定したリスクに備えて規定を追加する、リスクを負わされるような規定を削除するといった視点が必要です。このリスク想定にあたっては、過去に契約関係で生じたトラブルが参考になります。

過去に作業内容に齟齬が生じたトラブルが生じたのであれば、作業内容を詳細に記載し、場合によっては別紙の形で図示することも考えるべきです。

中には早期に着工しなくてはならない工事等もあるため、内容を詳細に検討することができないという状況もあるでしょう。しかし、その場合でも重要事項については突貫工事で契約書を作成すべきであり、安易な口約束はあまりにも危険です。

### 多少面倒でも

このように契約書の内容を精査することは非常に煩雑ですし、面倒であると思えるかもしれませんが、事前に争いごとを防ぐようにし、当事者同士がお互いを信用するためにも契約書は大事なものです。

また、企業間の取引においては、正確かつ緻密な契約書を提示するか、杜撰な契約書を提示するかで相手の企業の見目が異なります。私見ですが、きちんとした会社ほど契約書を正確かつ緻密に作成するため、取引相手に厳しい視点を持っていると考えられます。そのため、常に契約書の内容をきちんとすることによって、会社が信頼を得られるきっかけになります。

どの条項が会社にとって不利か、どの条項を追加してもらおうべきかなど分からない場合には弁護士にご相談ください。

なお、今回は契約書を防御的に使うことをメインにお話ししました。しかし、契約書は有利な条項を設ければ、契約上優越的な立場を作ることができる、いわばチャンスなのです。契約書を有利に生かす方法についてはまたお伝えいたします。

## (建設業福祉共済団からのお知らせ)

建設共済保険 (法定外労災補償制度)

# 労働災害は、いつ、どこで起こるかわかりません!

— 建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします。 —

屋根からの転落、火災、交通事故・・・など、いつどこで起こるかわからない労働災害。大切な社員、ご家族のために、是非この機会に加入をご検討ください。⇒死亡、障害 1～7 級、傷病 1～3 級を補償します。

◆建設共済保険は、被災者への補償はもちろんのこと、災害発生時に企業が負担する諸費用も補償します。

### 【建設共済保険：過去の保険金支払い事例】

#### 1. 死亡されたケース

瓦補修作業中に誤って滑り落ち、タキロン屋根を突き破って土間コンクリートに転落。

(外傷性くも膜下出血により死亡)

保険金合計 2,000 万円

(被災者補償保険金 1,000 万円)

(諸費用補償保険金 1,000 万円)

作業員宿舎で、就寝中に火災発生。(死亡)

保険金合計 3,000 万円

(被災者補償保険金 1,500 万円)

(諸費用補償保険金 1,500 万円)

#### 2. 労災事故により重篤な障害が残ったケース

屋根裏下地材の取付け作業中、2階梁から降りる際に脚立を踏み外し転落。(脳内出血・くも膜下出血により **障害等級 第1級**)

保険金合計 2,000 万円

(被災者補償保険金 1,000 万円)

(諸費用補償保険金 1,000 万円)

#### 3. 複数人が被災(死亡)されたケース

道路下の法面を補強する工事において法面の下側にて水質汚濁処理の作業中、工事区間隣りの法面が突然崩落し、作業員 5 名が被災。(土砂に埋もれ 5 名死亡)

5 名分保険金合計 2 億円(1 名あたり 4,000 万円)

(5 名分被災者補償保険金 1 億円(1 名あたり 2,000 万円))

(5 名分諸費用補償保険金 1 億円(1 名あたり 2,000 万円))

#### 4. 通勤途上に被災されたケース

会社から自宅への通常の通勤経路を車で帰宅中、左カーブで対向車線に進入し対向車に正面衝突。(全身打撲により死亡)

保険金合計 4,000 万円

(被災者補償保険金 2,000 万円)

(諸費用補償保険金 2,000 万円)

### 【建設共済保険の特長】(年間完成工事高契約)

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が高い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③契約者割戻金制度で掛金負担が軽減
- ④同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ⑤元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑥代表者(保険契約者)も補償(従業員 300 人以下の場合)
- ⑦経営事項審査において 15 点の加点

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

#### 【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病 3 級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

#### 【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人 建設業福祉共済団

ご契約に関するお問い合わせ ☎0120-913-931

その他のお問い合わせ 03-3591-8451

URL:<https://www.kyousaidan.or.jp/> 建設共済保険



取扱機関

一般社団法人 岡山県建設業協会

Tel 086-225-4131

検索

# 建設業総合補償制度

## 台風・集中豪雨への備えは十分ですか?

近年、大型台風や集中豪雨などによる大きな被害が、各地で多発しており、企業における水災への備えの必要性が、一層高まっています。



### 本制度でお支払いした水災事故例

#### 土木工事

平成30年7月の西日本豪雨により、工事現場の進入路が破壊した

**1321万3776円**

強雨・雹により、道路新設工事で伐採した地盤が広範囲で崩れた為の復旧費用(労働の人員補強経費を含む)

**1192万3662円**

道路災害復旧工事中に、完成した仮設道路が雨で一部流出した

**786万4500円**

#### 建設工事

機械式の立体駐車場が豪雨により水没した

**192万8240円**

集中豪雨により埋没してある防火水槽が使用不能となった

**488万9602円**

台風により工事用の歩行道路が破損した

**484万2671円**

お問い合わせ先

一般社団法人 岡山県建設業協会

**086-225-4133**

引養保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 岡山支店 岡山法人営業課  
岡山市北区幸町8-22 三井住友海上岡山ビル7階

**086-225-0703**

制度幹事代理店

株式会社 建設産業振興センター  
東京都港区虎ノ門4-2-12

**03-5408-1909**

※このチラシは保険(土木工事保険、建設工事保険、船立工場保険)の特徴を説明したものです。詳細は建設業総合補償制度パンフレットをご覧ください。

## ストップ飲酒運転県民運動

令和5年4月1日～令和6年3月31日

◇スローガン◇

**許さない！見逃さない！飲酒運転**

### 飲酒運転の根絶

\* 飲酒運転は、4（し）ない、3（さ）せない！

みんなで飲酒運転を防ぎましょう。



し  
**4**ない

- ①酒を飲んだら運転しない。
- ②運転するなら酒は飲まない。
- ③酒を飲んだ人の車には同乗しない。
- ④使用者は、従業員に飲酒運転を命じたり、認めたりしない。

さ  
**3**せない

- ①酒を飲んだ人には、車を運転させない。
- ②酒を飲んだ人には、車を貸さない。
- ③運転する人には、すすめない。

\*「ハンドルキーパー運動」を実践しましょう。

\* 自転車でも飲酒運転。二日酔いでも飲酒運転。お酒を飲んだ後のことも考えましょう。

- 6. 1.12 令和6年 新年互礼会
- 6. 1.18 表彰審査委員会
- 6. 1.18 正副会長会
- 6. 1.19 岡山県地震対応訓練
- 6. 1.26 岡山保証事業審議会
- 6. 1.30 相談員制度意見交換会（笠岡）
- 6. 1.31            /                  （和気）



発行 一般社団法人 岡山県建設業協会

TEL (086) 225 - 4131

FAX (086) 225 - 5388

〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号

URL : <http://www.okakenkyo.jp>

E-mail : [info@okakenkyo.jp](mailto:info@okakenkyo.jp)